

第2回 水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用の促進に関する検討委員会議事概要

日 時：28年3月14日（月） 13：00 ～ 15：30

場 所：中央合同庁舎2号館1階 共用会議室3B

出席者：目黒委員長、磯部委員、田中委員、松尾委員 他

1. 主な議事

- 水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用の促進に向けた今後の取組等について、事務局より案を説明した後、意見交換を行った。

2. 主な意見

【議事（2）第1回委員会の議論を踏まえた対応について】

- 手引き（携行版）について、参集時間、到達時間、移動時間は現場で異なると思うが、余裕時間の20分というのはどう捉えればよいのか。20分とは全国的な標準時間と捉えていいのか。
- 余裕時間は参考として設定しており、各地域の実情に応じて設定してもらってよい。
- 手引き（携行版）は、現場ではちょっと使いづらいと思う。日中にはある程度の人数を確保することが可能であるが、夜間は人の確保が難しい。気象庁の発表は3分以上かかり、例えば5分で到達する津波のケースでは使用できない。
- 5分で津波が到達する施設は、常時閉鎖等を検討してもらい、そういった施設を本当に閉めに行くのか議論を行っていただきたいと考えている。
- 手引き（携行版）について、気象庁は内部で震源地を確認し、津波が来るとの情報は2～3分程度で出す。大津波情報に関しては3分くらいかかる。何mの津波かは、約10分強かかる。気象庁の情報がない場合は委託者と受託者との調整もできない。情報がない場合は、操作者は10分過ぎれば逃げるようにすべきである。
- 資料4の2ページにある共有認識の中では、サイレンを鳴らすなどの具体的な行動を盛り込んでほしい。
- 議論の中で遠地津波のスケールと近地津波のスケールのイメージが違うように感じる。参考資料2では情報を正しく発信するため、高潮の部分バージョンアップするとよい。

【議事（3）操作等委託契約標準案について】

- 操作を受託している側は責任感が強い。契約通りにできなかった場合の基準を明確にしておく必要がある。クライシスマネジメントは、何をやってもいい代わりにルールでやってはいけないことを決めるという考え方である。日本ではそこまでいってはいない。
- 委託内容の相互確認について、相互確認自体はなにも問題はないが、この中で対面で確認するという項目がある。例えば、操作者が高齢者や足の悪い方だった場合、やめていただくなどのシビアなことを言わなければならない。市町村の担当者は契約しているAさんという高齢者にそれを言わなければならない。ここまでやらないと魂が入らない。
- 操作要領・退避基準の作成を共通認識のもとで進めている。直接対面でなくとも、県一

市町村一操作者の共有認識を持つことをポイントと考えたい。

- 操作委託する中で、操作者との対面という場面は当然出てくるので、対面での確認は実施できると思う。
- 委託契約は年に1回は絶対に訓練をすとかを盛り込むことが重要である。また、災害が起こった時にたまたまそのポストにいたというだけで、他から責任を問われることがないようにしないといけない。

【議事（4）今後の取組について】

- 当県では、地元説明会を行ったところ、1番多い意見は現場に人がいないということであった。安全に閉鎖できなければ、2班体制・常時閉鎖を考える。
- 当県では、業務委託先は、市町村50%・民間50%である。タイムラインの確認はできている。課題としては、道路またぎの陸閘をどのタイミングで止めるかである。
- 海岸管理者は都道府県である。実行は市町村、民間であり、みんな苦勞をしている。日常管理は自治体に任せ、広域災害時は国も係わるというのがよい。27,000基の水門・陸閘がどうなっているのか国でも把握する必要があると思う。
- 東日本大震災以降現場の意識は高い。操作規則の策定に関して、以前よりは周辺の理解が得られていると感じている。
- L1以下の津波については被害を最小にする観点から確実な閉鎖が重要であるが、L1津波でも対応できないケースがありうることを地元にもリスク開示することが重要。協議会の場でモデルケースを提示することが重要である。
- 我々が海岸管理者として地元と話すときは建設部局がメインとなる。実際操作するのは消防団・水防団となる。そうなると、市の総務系となり組織が違う。地域防災局と海岸管理者と一緒にやらないといけないことを国から示してもらおうとありがたい。

【議事（5）水門・陸閘等管理システムガイドライン修正（案）について】

- ガイドラインはありがたいが、場所によってバリエーションがたくさんあり、どのように計画に織り込むか悩ましい。細かいガイドラインがあればありがたい。
- ガイドラインのなかで、閉められなかった時の影響を検討すべきである。影響の大きいもの、影響の小さいものを検討し、背後地に住んでいる少数の人の移動、集約を考える必要もある。
- ガイドラインの新旧対照表について、遠地地震のマグニチュードはここに書く話ではないと思う。気象庁の遠地津波がどこで起こったらどのくらいで到達するかの資料があるので、掲載したらよいと思う。

以 上